

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 管工事 |
| (2) 件 名 | 大相模分署空調設備改修工事 |
| (3) 場 所 | 越谷市相模町五丁目29番地 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和8年7月21日から令和9年3月19日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 34,100,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社新興設備 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東大沢4-6-29 |
| (8) 概 要 | ・吸収冷温水発生機、冷却塔等、ファンコイルユニット13台の更新を行う。 |
| (9) 理 由 | ・随意契約理由：本案件については、令和8年6月16日開札の一般競争入札で応札者2者、予定価格超過2者のため、令和8年6月19日に再度入札を実施しましたが、最低制限価格未満のため失格者1者、予定価格超過1者のため、入札中止となったものです。
そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により、随意契約にて執行いたします。
なお、市内業者9者のうち、受注意欲があることを確認できた業者3者による見積合わせとするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 土木一式工事 |
| (2) 件 名 | 街路築造工事（区6－98号線外1路線） |
| (3) 場 所 | 越谷市西大袋土地区画整理事業地内 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和8年7月22日から令和9年1月29日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 10,780,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社N－C R E W |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市平方957－1 |
| (8) 概 要 | L=53.1m W=6.0m
排水構造物工
プレキャストU型側溝（U300×300）車道用 L=105m
プレキャストU型側溝（U300×500）歩車道用 L=4m
横断暗渠（□300×300） L=10m
暗渠排水管（φ200） 1式
集水樹 2箇所
地盤改良工
路床置換 V=140m ³
アスファルト舗装工
上層路盤（t=60）A=272m ² 、表層（t=40）A=272m ²
ブロック舗装工
上層路盤（t=190）A=16m ²
縁石工
歩車道境界ブロック（平坦部）L=7m、（端末部）L=1m |
| (9) 理 由 | 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の下水道築造工事（区6－98号線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ経費の合算によりコストの削減が図られることから、当該工事の受注者である株式会社N－C R E Wと地方自治法施工令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事
(2) 件 名 越谷吉川線街路築造工事（街路工）北工区
- (3) 場 所 越谷市瓦曽根二丁目地内
- (4) 履 行 期 間 令和8年7月30日から令和8年12月25日まで
(5) 契 約 金 額 16,390,000 円(税込み)
(6) 受 注 者 山崎建設株式会社
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-12
- (8) 概 要 施工延長：154.4m 幅員：7.0～9.5m
撤去工：1式 道路土工：1式
排水構造物工：街渠 39m、都市型側溝（300）101m
都市型可変勾配側溝（300×400）3m
都市型側溝樹 4箇所、都市型可変勾配側溝樹300×500 4箇所
遠心ボックスカルバート（Φ300） 24m
縁石工：縁石 112m
舗装工：下層路盤（RC-40）・上層路盤（RM-40）・基層（再生粗粒度As） 93m2
中間層（再生粗粒度As） 170m2
- (9) 理 由 執行方法：地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
理由：本工事は、既設工事である越谷吉川線街路築造工事（街路工）北工区と施工区間が近接していることから密接な関係があり、一連で作業することにより、工期の短縮・円滑な施工・安全性を確保できるとともに、経費の合算によりコストの削減が図られることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記既設工事の落札業者である山崎建設株式会社と特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 建設コンサルタント（登録無） |
| (2) 件 名 | 下船川揚水機場整備補修工事設計業務委託 |
| (3) 場 所 | 越谷市大字船渡地内 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和8年7月6日から令和9年3月31日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 1,364,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 埼玉県土地改良事業団体連合会 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県熊谷市籠原南2-83 |
| (8) 概 要 | <p>業務の概要
実施設計 一式、出来高設計 一式</p> <p>委託の理由
本業務は、土地改良施設維持管理適正化事業に基づく工事を円滑に進めるにあたり、高度な専門的知識及び技術等を活用するため委託をするものです。</p> |
| (9) 理 由 | <p>執行方法：地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p> <p>理由：本業務は、土地改良施設の整備補修工事における、設計業務を行うものであり、業務を行うには土地改良事業に関する専門的な知識や経験、実績が必要とされます。</p> <p>埼玉県土地改良事業団体連合会は土地改良法に基づき設立された法人であり、土地改良事業に特化していることから知識や経験、実績を活かし本市を含む会員に対して土地改良事業に関する技術指導を行っております。また、当団体は土地改良法第111条の4により営利を目的としないため、経費の削減が見込まれます。</p> <p>よって、本業務委託の受託者として埼玉県土地改良事業団体連合会が適任であると認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規程により特命随意契約とするものです。</p> |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | | |
|-------|---|---------------------------|
| (1) 種 | 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 | 名 | 建築設備等定期点検業務委託（大袋北小学校外6か所） |
| (3) 場 | 所 | 越谷市大字袋山515番地外 |
| (4) 履 | 行 | 期間 |
| (5) 契 | 約 | 金額 |
| (6) 受 | 注 | 者 |
| (7) 受 | 注 | 者住所 |
| (8) 概 | 要 | |
| (9) 理 | 由 | |
- 業務の概要：各小学校の建築設備及び防火設備定期点検業務を委託する。
委託の目的：本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- 本案件については、令和8年6月23日開札の一般競争入札で応札者7者、予定価格超過7者のため、令和8年6月26日に再度入札を実施しましたが、予定価格超過7者のため、不調となったものです。
本案件は、夏休み期間中に施行する必要があるため、早急に契約締結する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約にて執行するものです。
なお、応札した業者7者のうち、受注意欲があることを確認できた業者6者による見積合わせといたします。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 種別 | 建設コンサルタント（登録有） 施工計画、施工設備及び積算部門 |
| (2) 件名 | 越谷市営住宅再整備事業アドバイザー業務委託 |
| (3) 場所 | 建築住宅課 |
| (4) 履行期間 | 令和8年7月24日から令和10年3月24日まで |
| (5) 契約金額 | 19,162,000 円(税込み) |
| (6) 受注者 | 株式会社建設技術研究所
関東事務所 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区上木崎1-14-6 |
| (8) 概要 | 業務の概要：本業務は、市営住宅3団地の集約について、PFI法に準拠したDB手法を実施するにあたり、実施方針等の策定・公表、民間事業者との契約締結までの諸手続きにおいて、法務、技術等について適切な助言・支援を受けなければ適正かつ確実な実施が困難な業務であるため、委託するものです。 |
| (9) 理由 | 執行方法：自治令第167条の2第1項第2号
特命理由：本業務は、越谷市営住宅再整備事業において、市の支援内容及びその妥当性を判断するため、専門的な知見による助言と業務支援を行う業務であり、本市の意向を実現できる民間事業者提案を引き出す必要があります。そのため、高度な専門性や知識、民間事業者への市場調査による複合的な分析能力が要求され、実施方針や要求水準書等に正確に反映する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、企画提案選考会において最優秀者である、株式会社建設技術研究所関東事務所と特命随意契約を締結するものです。 |